

議案第50号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、軽自動車税の申告手続の簡素化を図るため、原動機付自転車等譲渡する場合等における課税標識に係る事務手続を変更する必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「の申告」を「に規定する申告」に、「呈示」を「提示」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなつた者がこの項前段の規定により交付を受けた標識がその車体に取り付けられているときは、当該標識は新たに当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となつた者がこの項前段の規定により交付を受けなければならない標識とみなす。

第65条第3項中「、当該申告書に添えて」を「（規則で定める場合にあつては、規則で定める期間内）に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する申告の対象となる原動機付自転車又は小型特殊自動車について、新たに軽自動車等の所有者等となつた者が同条第1項に規定する申告をする場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。